

くまもとサイエンスパークマネジメント法人調査検討業務委託

仕様書

1 業務名

くまもとサイエンスパークマネジメント法人調査検討業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

3 事業の経緯

（1）くまもとサイエンスパーク推進ビジョンの策定

令和5年3月に策定した「くまもと半導体産業推進ビジョン」や令和5年10月に策定した「新大空港構想」では、熊本県が目指す姿として「安定した半導体人材の確保・育成」、「半導体イノベーション・エコシステムの構築」、「交通ネットワークの構築」、「産業力の強化」などを掲げている。

このような本県が目指す理想の姿を実現するため、台湾のサイエンスパークを参考としつつ、自然環境と調和したさらに良い、熊本に合った形での施策が、「くまもとサイエンスパーク」であり、これを具現化し、本県が目指す理想の姿を実現するために、本ビジョンを策定した。

（2）くまもとサイエンスパーク 5本の矢

くまもとサイエンスパークの推進に向けて、以下のとおり5本の矢として設定している。

- ・半導体関連企業や半導体を使うユーザー企業の集積
- ・新たな産学官連携拠点「イノベーション創発エリア」の整備
- ・「パークマネジメント法人」の設立
- ・半導体人材育成に特化した大学・研究機関の誘致
- ・学生・企業・研究者が共同で利用できる施設の整備

この5本の矢のうち、「パークマネジメント法人」の設立について、くまもとサイエンスパークの核となるイノベーション創発エリアにおけるエリアの維持管理、産学官連携の促進、開発許可等をはじめとする各種行政手続きに対するサポートなど、ワンストップサービスを提供する事業者が必要であり、このようなイノベーション創発エリアの維持・管理・運営を実施する「パークマネジメント法人」の設立を検討している。

4 事業の目的

サイエンスパークの全体計画の策定や効率的な運営管理、産官学連携の促進など、エリアを永続的に維持していくための管理機能を持つ必要があることから、パ

ークマネジメント法人の設立を検討している。

パークマネジメント法人は民間のノウハウやネットワークを活用することを前提としているが、一方で法人の目的が熊本版サイエンスパークの核となるエリアの管理や、県が大空港構想で目指す産学連携の拠点づくりであることなど、公共性の高いものを想定している。そのためパークマネジメント法人の安定的な存続の担保、方向性のコントロールなどのため、行政が一定の関与を想定しており、この行政の関与の在り方について、国内外の産学官連携拠点における事例の調査や法人の財務に関するシミュレーションの検討が必要である。

本業務は、上記の目的を達成するため、以下の業務を委託するものである。

5 委託業務内容

業務の内容は、(1)～(6)のとおり。なお、本業務の遂行にあたり、本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な調査・検討手法があれば、適宜委託者へ提案すること。

(1) 法人の形態

パークマネジメント法人の設立にあたり、適切な法人の形態について調査・検討を行う。

(2) 長期的な収支のシミュレーション

パークマネジメント法人の収支について検討を行い、長期的なシミュレーションを行う。検討する事項については委託者と協議のうえ決定する。

(3) バランスシートの推移

(2)のシミュレーション結果をもとに資産・負債の推移をバランスシートにて作成する。また、設立当初の赤字経営に備え一定の資本を有しておく必要があり、その資本の額も検討する。

(4) 先行事例の調査等

パークマネジメント法人の運営手法等を検討するにあたり、参考となる先行事例等（工業団地以外ものや海外の事例も含む）の調査を行う。調査した先行事例の中から現地視察の手配等を実施する。

(5) パークマネジメント法人に対する行政の関与の在り方について

(1)～(4)で調査した事項を踏まえて、パークマネジメント法人に対する行政の関与の在り方（出資、補助、物的支援、人的支援など）について調査・検討を行い、県に必要な助言を行う。

(6) 事業推進パートナー企画提案書に対する分析及び評価等

本年の7月から公募を開始しているくまもとサイエンスパークの事業推進パートナーの候補となる事業者からは企画提案書の提出が予定されており、その企画提案書の内容に対して分析及び評価等を行う。

(7) 自主提案項目

本県のパークマネジメント法人の検討にあたり、上記(1)～(6)以外の項目で必要と考えられる項目があれば提案のうえ、調査・検討を行う。

6 成果物

- (1) 実績報告書 正本1部、副本1部
- (2) その他、提案事項による成果物 一式

7 業務完了報告書の提出について

- (1) 業務が完了した際は、委託者に対し、令和8年(2026年)3月19日(木)までに業務完了報告書を提出すること。
- (2) 受託者は、業務完了報告書を提出し、委託者の検査に合格したときは、支払請求書を委託者に提出しなければならない。

8 著作権

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)のために必要

- となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務に当たること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。